

第 27 回議会報告会及びアンケートでの質問に対する回答

Q. 一般会計の決算について、公民館等への指定管理料は新型コロナの影響で休館したが減額規定がないから（減額せず）支払っているのに対し、学童保育室については通常の指定管理料に加えて特別な委託料を支払っている。学童保育に関しては規定があっそうしているということか。

A. 学童保育室では、新型コロナウイルス感染拡大防止の為に小学校が臨時休校の措置をとっている間は、保護者等からの要請を受け、市との協議を経て、午前からの預かり保育を実施しました。指定管理の対象を超える事業となりますので、運営事業者、市との協議の結果、所定の手続きにより別途契約締結の上、規定外の事業分について委託料として支払いをしたものです。

Q. 介護特会の決算について、地域包括支援センターの相談者数・相談件数が記載されている（行政報告書 401 頁）が、対象はどういう方という確認をしているか。（事業執行の効果として、支援が必要な市民に適切なサービス等の利用につなげることができたとあるが、過去に利用者を分析した際には市民以外からの相談が多かったということがあったため。）

また、オレンジサロンは 10 回開催で延べ 21 人しか参加していない。介護者サロンも 4 回開催で延べ 25 人。包括は 4 か所ある。なぜこんなに少ないのか、必要がないのか、必要があっても参加できないのかなど、委員会の中できちんと確認されたか。

A. 地域包括支援センターの相談事業について、内容の確認（介護保険、認知症、虐待など）はしましたが、市民以外からの相談の有無は確認していません。今後適切な活用につながるよう、内容等チェックしていきます。またオレンジサロンについても、開催する曜日や周知方法の工夫等、今後利活用の向上につながるよう、併せてチェックし、必要に応じて提言等をしていきます。

Q. 県内各市町村の本会議・委員会の傍聴の制限や一般質問の制限等の状況について、調査の上、その結果を公開することはできないか。議会運営委員会で検討しているのであれば、その資料や議事録を公開請求すれば、開示してもらえるか。

A. 県内各市町村における本会議・委員会の傍聴制限や一般質問の制限の状況はホームページ等で公開されているものではなく、調査には多大な時間と手間を要するう

えに、制限の状況も新型コロナウイルスの感染拡大状況等に応じて変化することから、議会として調査をして結果を公表することは考えていません。なお、議会運営委員会の資料や議事録については、請求があった場合、北本市情報公開条例に照らして開示するかどうかを判断します。

Q. 全員協議会を傍聴することは可能か。

A. 全員協議会の傍聴の取扱いについては、北本市議会会議規則第171条により「北本市議会の協議又は調整を行う場に関する要綱」を定めています。同要綱第4条により、全員協議会は傍聴を許可することとしています。

Q. 資料 21 頁（介護特会決算認定）について、健康福祉分科会長報告に対してどんな質疑があったかは書いてあるが、その答弁が記載されていないので、説明していただきたい。

A. 質疑に対する答弁は、以下のとおり。

質 疑	健康福祉分科会長答弁
今回の初歩的な誤りが起こってしまった経緯と原因について質疑はあったか	分科会の冒頭で、直接委員長から事に至った経緯原因について質疑がありました。 担当者が1か月読み間違ってしまった、チェック機能が十分ではなかった、支出の見込みが甘かった、との答弁がありました。 議会への報告が遅すぎるとの指摘がありました。
執行部として、気付いた時点でこの件に関して最善の努力をしたのかという議論はあったか	対応努力はしたかとの質疑がありました。速やかに市長に報告し県へ処理方法の相談をし、受給者へ影響がないように努めたとの答弁がありました。
業務を任せていたという特定の職員というのは1人なのか2人なのかについて質疑はあったか	直接の担当職員は1人であることではありますが、上司に当たる課長、部長もチェックを行う仕組みにはなっているとのことです。

<p>チェックは複数でやっていて、再発防止策も今後も複数でやっていくということで、本当に再発防止になるのかという質疑はあったか</p>	<p>今後の再発防止について、複数の目でチェック機能を更に強化していくとの説明に対して、人的チェック強化だけで再発防止になるのか、システムの改善などを進める必要もあるのでは、との質疑がありました。</p> <p>各種書類の確認作業を複数の職員の中で再度確認することが有効な手段であると考えていますとの答弁がありました。</p>
---	---

Q. 議員全員の活動報告（通信やチラシなど）を市役所のどこかにおいて下さい。各議員がポスティングをしていますが、議員の出身地域の近くの住民（票田？）しか入手できないように思えます。

A. 通信やチラシの配布は、議員の私的な活動です。北本市庁舎管理規則第8条第2号の規定によりビラの配布が禁止されているため、市役所内に配架することはできません。配布を希望される場合には、お手数ですが各議員にお問い合わせください。